

建設業における労働災害の動向

～令和元年の災害分析～

令和2年5月

旭川労働基準監督署

旭川労働基準監督署管内における建設業の労働災害発生状況は、令和元年において、1件の死亡災害を含み80件発生しており、建築工事業（木造建築除く）が36件、土木工事業が23件、木造建築工事業が12件、設備工事業が9件となります。

80件を事故の型で見ると、墜落災害が約44%と最も高く、次いで転倒災害が約13%、交通事故が約9%を占めております。

起因物別に見ると、仮設物・建築物・構築物等（屋根、足場等）が約35%と最も高く、次いでしご等が約15%、動力運搬機（トラック）等が約9%、材料等が約8%を占め、墜落災害に関連した起因物が多くなっております。

発生月別で見ると、2月が約15%を占め、次いで5月が約11%、7月と10月がそれぞれ約10%となっており、雪に関連した災害の多発が見受けられます。

災害発生時間の分布を見ると、午後2時台が約20%と最も高く、次いで午後5時台が約13%、午前9時台、午後4時台がそれぞれ約11%となっております。

年齢別で見ると40歳代が約25%で最も高く、経験別で見ると1年未満、1年以上5年未満が全体の約45%を占める。また、50歳以上が約50%、経験10年以上が約48%と高年齢熟練者の災害の割合も高くなっています。

○建築工事業における動向

36件を事故の型で見ると、墜落災害が約50%と最も高く、次いで転倒災害が約11%、飛来・落下災害、はさまれ・巻き込まれ災害、切れ・こすれ災害がそれぞれ約8%となっております。

墜落災害を起因物（=落ちたところ）別にみると、屋根及び建築中の躯体や足場などの仮設物からの墜落が約83%、脚立や梯子からの墜落が約17%となっております。

災害発生時間の分布を見ると、午後2時が約19%と高く、午前9時から10時台に約33%、午後1時から2時台に約31%と高くなっています。この時間帯に災害が集中している傾向があります。

年齢別で見ると40歳代が約31%で最も高く、経験別で見ると1年以上5年未満が約22%で最も高くなっています。また、50歳以上が約42%、経験が10年以上約47%と高年齢熟練者の災害も後を絶たない状況です。

引き続き、高年齢熟練者と未熟練者それぞれの特徴を踏まえた安全衛生教育を進める必要が出てきております。

建築工事業においては、墜落災害防止対策の徹底が望まれます。墜落防止措置の基本は安定した足場と丈夫な手すりの設置です。墜落制止用器具（安全帯）の使用は、手すり等の設置ができない場合の手段ですので、まずは可能な限り手すり等の設置を検討願います。やむを得ず手すり等が設置できない場合は、親綱等を設置し、墜落制止用器具（安全帯）を確実に使用されること、フックの掛け替えがある場合は、常時接続型（2丁掛け）を使用することが必要です。

令和元年の監督指導等の結果を見ますと、足場の手すりの不備や開口部周辺の手すりの未設置も認められており、建設工事現場内の墜落防止措置の不備と災害発生動向の関連が伺われます。

○土木工事業における動向

23 件を事故の型で見ると、墜落災害が 約 36%を占めています。墜落災害を起因物（=墜落した場所）別で見ると、屋根等の仮設物・構築物での墜落が約 44%、はしご、脚立などでの墜落が約 33%、トラックの荷台等が約 22%となっております。屋根等は主に屋根の雪下ろし作業中に発生しているものであり、過去管内において死亡災害も複数件発生しており、これらの墜落を防止するためには、墜落制止用器具（安全帯）を必ず使用する。そのためにあらかじめ、安全帯のフックを取り付ける親綱、単管パイプ等の設備を設けることが大事です。

起因物別に見ると、建設現場に入場する建設機械に接触したことによる災害も数件発生しております。重機災害の防止対策としては、人と重機を空間的又は時間的に分ける対策が必要です。やむなく混在作業を行う場合は、合図を明確に定め、お互いに合図が通じていることを確認することが必要で、誘導者・合図者を明確にし、誘導者・合図者の指示に従い、それぞれが勝手に行動してはなりません。誘導者・合図者には責任と自覚を持たせ、指示に従わない作業員には厳正に対処するなど、メリハリのある対応を行いましょう。また、重機の死角は大きいので、誘導者・合図者は立ち位置にも気を付ける必要があります。なお、退避距離が小さく接触のリスクが認められる建設工事現場が散見されますので、面倒でも退避距離を十分にとることを心がけてください。

年齢別に見ると、50 歳以上が 約 52%を占めています。経験別で見ると 10 年以上 20 年未満が約 30%で最も高くなっています。加齢による身体能力の低下を自覚させるなどの安全衛生教育も検討願います。

過去の発生した災害を見ますと、重機の無資格運転による災害も複数発生しております。監督指導等では、『運転しているのだから有資格者に決まっている。』と、決めてかかっているような印象を受けることが多いります。資格が必要となる作業と資格の取得状況の確認の徹底をお願いいたします。